

区民税所得割額の確認方法

保育料階層を確認するための所得割額は、下記帳票サンプルのA欄「税額控除前所得割額」またはB欄「算出所得割額」をご覧ください。

厳密にはA欄「税額控除前所得割額」またはB欄「算出所得割額」から調整控除額が控除されますが、概ね階層を決定する所得割額に近い額であるため、参考に階層を確認することが可能です。

なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等は、階層を決定する所得割額から控除されませんのでご注意ください。

1 会社員等（区民税（住民税）が給与天引きの方）

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）			
所得 給与収入 主たる給与以外の合算所得区分 所得金額①	所得 雑損 医療費 特別区民税 都民税 所得控除 (摘要)	所得 山林所得 分譲地等譲渡 株式等譲渡 先物取引 扶養親族該当区分 本人該当区分 その他	特別区民税 税額控除前所得割額④ 所得割額⑤ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑥ 所得割額⑤ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑩ 既充当額⑪ 既納付額⑫ 差引納付額(⑫-⑩-⑪) 変更前税額⑬ 増減額(⑬-⑫) 変更 月 月
			納付額 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分

2 自営業者等（口座振込や納付書等で住民税を納付している方）

特別区民税・都民税 税額決定(変更) 通知書
納税(変更) 税(変更)

次のとおり決定(変更)しましたので通知します。



8. 税額の計算

区 分	前回通知の額 (円)		今回通知の額 (円)	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
① 算出所得割額			B	
② 税額控除				
③ 税額控除後所得割額 (①-②)				
④ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				

特記事項

- 1 父母の区民税所得割額の合計額を階層に当てはめます。
同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、当該祖父母等（家計の主宰者）の課税額を含めて階層判定を行うこととなります。
- 2 課税（非課税）証明書でも所得割額が確認できますが、証明書の発行には手数料がかかります。
- 3 未申告の場合は課税自治体の税務課で税の申告を行ってください。収入がない場合もその旨の申告が必要です。
- 4 墨田区以外の自治体で課税されている場合は、様式や記載内容等が異なる可能性がありますので、詳細は課税元の区市町村にお問合せください。